【資料３】

パブリックコメント制度について

●パブリックコメント制度の概要

パブリックコメント制度は、町の重要な施策や計画などを策定する際に、その計画等の素案を公表し、広く町民の皆さんに意見を求め、提出いただいた意見等を考慮して計画の決定を進めるとともに、いただいた意見に対して、町の考え方を公表します。

このパブリックコメント制度を実施することによって、施策や計画などの策定過程の透明性を高め、住民参加と開かれたまちづくりを推進します。

●パブリックコメントの流れ

計画案の公表

・計画案の公表は、意見等の提出先や提出方法、提出期間等とあわせ、次の方法により周知します。

（１） 吉野町のホームページ

（２） 企画政策課窓口での閲覧

意見等の公募

・所定の様式により意見等を募集します。意見の提出は書面で、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参により受け付けます。

・意見等の提出の際は、住所及び氏名の明示していただきます。

・意見等を提出できる方は、次のとおりです。

（１）吉野町内に住所を有する者

（２）吉野町内に事務所または事業所を有する者

（３）吉野町内に在勤・在学の者

意見等の検討

・計画案に反映できるかどうかを検討し、計画案の修正または、反映できない理由を取りまとめます。（庁内会議及び策定審議会で検討）

計画等の決定

・提出された意見等に対する町の考え方や修正の内容を公表します。ただし、提出者へ個別の回答は行いません。

・議会の議決を経て、計画が決定します。